

(第五十八条第六項関係)

形質変更時要届出区域解除台帳

栃木県

整理番号	平-29-7	指定年月日・指定番号	平成30(2018)年2月23日 形-14	所在地	真岡市松山町14番1の一部	
調製・訂正年月日	<ul style="list-style-type: none"> 平成30(2018)年2月23日指定及び指定台帳の調製 平成30(2018)年12月14日指定の解除、指定台帳から消除及び解除台帳の修正 					
形質変更時要届出区域の概況	事業場跡地			面積	300 m ²	
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨	-					
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由	-					
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置	-					
第58条第4項第9号から第11号までに該当する区域にあっては、その旨	-					
形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	平成29(2017)年12月15日	鉛及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		(株)安藤・間 (株)東京カンテイ
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壤搬出	汚染土壤の処理方法
	平成30(2018)年7月31日	平成30(2018)年10月15日	土壤汚染の除去	(株)フジクラ	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	浄化等及び分別等
					有・無	
					有・無	
					有・無	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態」については、土壤その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

1. 調査概要

1) 調査目的

本調査は、栃木県真岡市松山町 14 番 1 (以下「対象地」と称す) について、
土壌汚染対策法施行規則等に準拠し、調査対象地の土壌汚染のおそれの把握を
行い、「試料採取等対象物質の種類の特定」と「土壌汚染のおそれの区分の分類」
を行うことを目的とした。

2) 対象地概要

(地番表示) 栃木県真岡市松山町 14 番 1

(地 目) 宅地

(敷地面積) 33,051.31 m² (公簿面積)

(建物状況) 家屋番号 : 14 番 1 の 1

建物種類 : 工場、

(附属建物) 車庫、物置、事務所、倉庫、集会所、
控室、ボイラー室、コンプレッサー室、
研究所、工場

構造 : 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
/1 階床面積 3,337.18 m² (公簿面積)

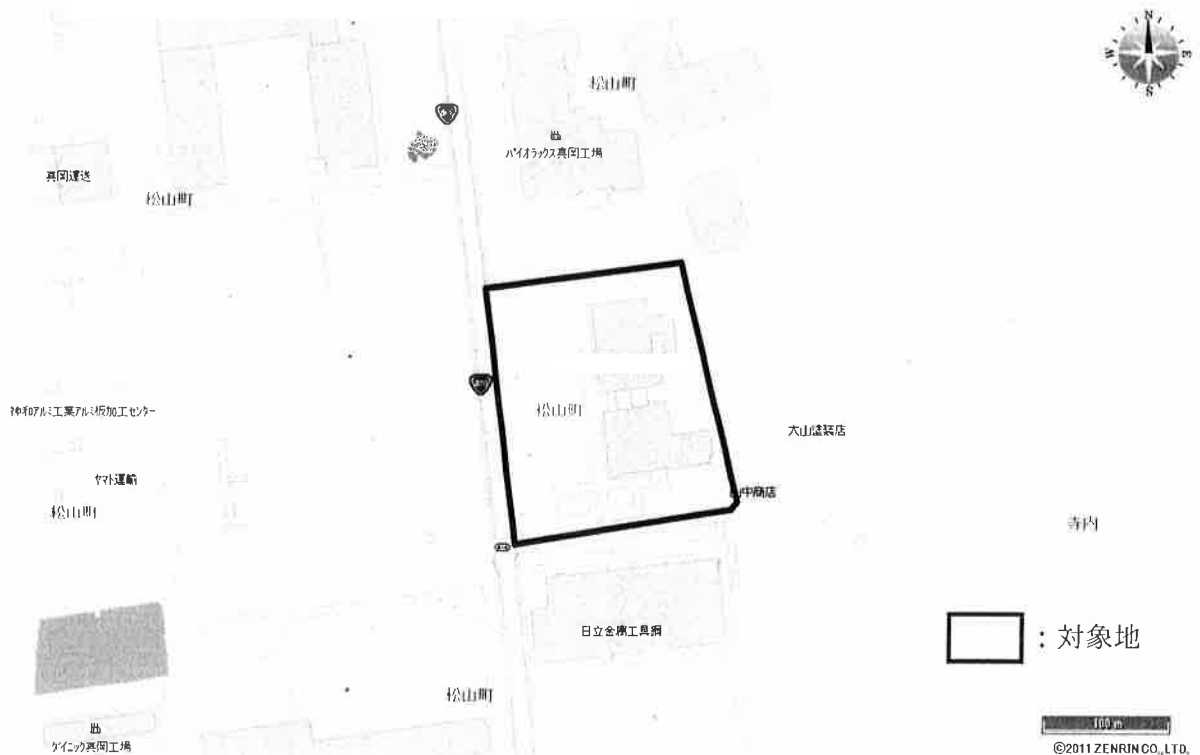
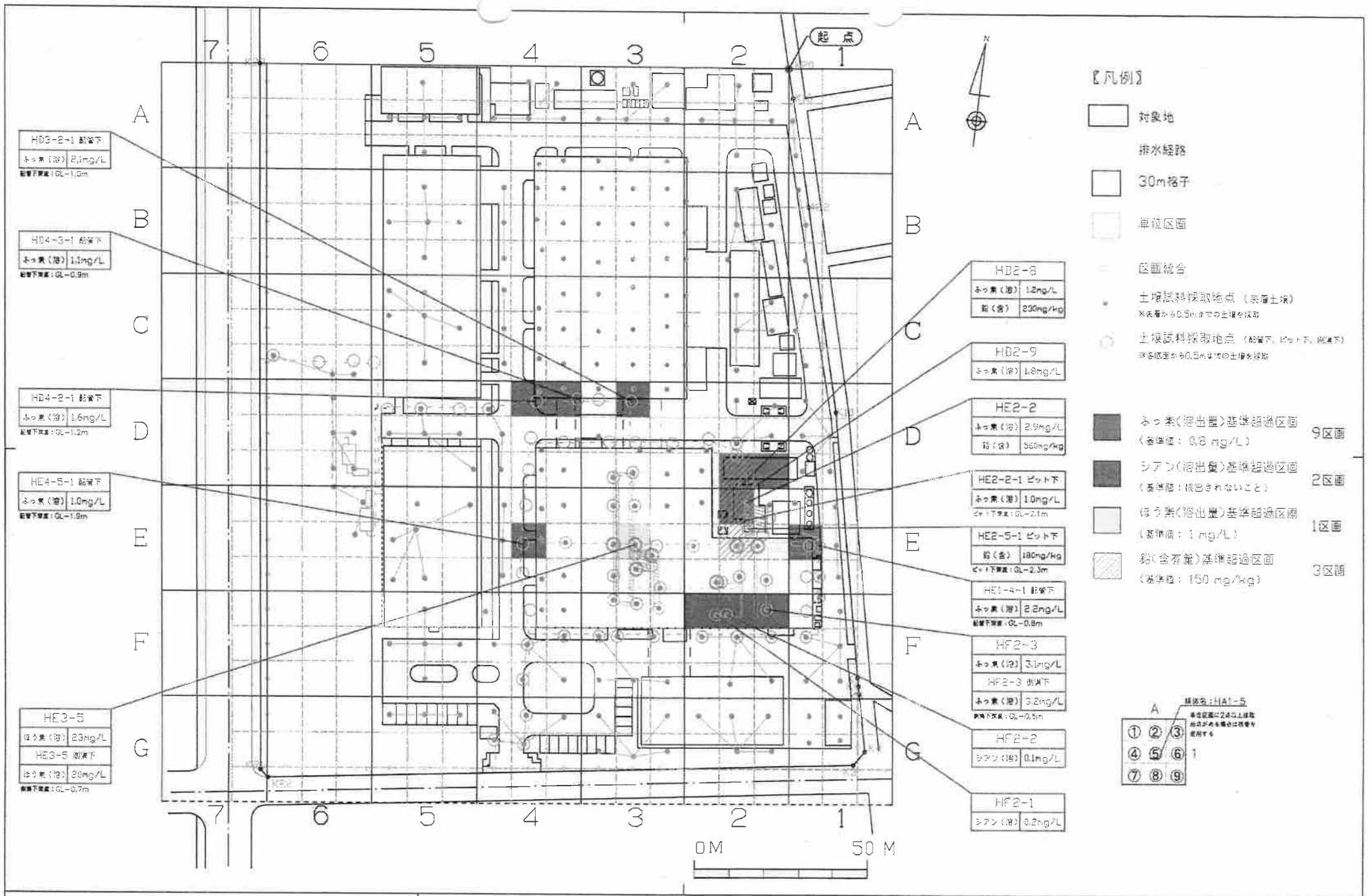


図 1-1 対象地位置図



件名: _____

図9-2 基準値超過区画面

調査対象物質: Cr6+, CN, F, B, Pb

5. 施工手順

①準備工

現地測量を行い、対象区画の境界を現地に明示した。

②舗装・土間撤去

掘削対象範囲の土間コンおよびアスファルト舗装を撤去した。撤去したコンクリート、アスファルトは搬出可能な大きさに小割し、産廃処分した。

③土留工(親杭横矢板他)打設

掘削深さが4m以上の箇所については、土留工として親杭横矢板工法を採用した
掘削深度が2~4mの箇所については、法切り及び簡易矢板を併用して土留を行った。

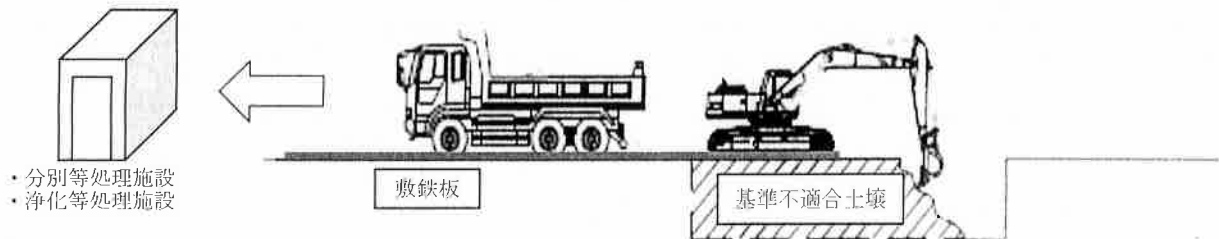
④基準不適合土壌掘削・搬出、基礎撤去

基準不適合土壌は掘削除去・場外搬出処理を行った。基準不適合土壌は、直接ダンプに積込み、場外に搬出した。

搬出された基準不適合土壌は、汚染土壌処理業の許可を取得した浄化施設等で適切に処理を行った。

掘削中に露出した基礎構造物は寸法を測定して写真を撮影した後に解体撤去した(基準不適合土壌の床付面よりも基礎構造物が深い場合は基準不適合土壌の掘削除去後に基礎構造物を撤去した)。

今回の掘削深度は、地下水位よりも浅いため継続的な湧水は発生しなかった。



⑤清浄土埋戻工

汚染土壌を掘削した箇所の埋戻しを行った。埋戻し材として、汚染がないことが確認された購入土(特定有害物質全26項目土壌分析を実施)を使用した。

なお、土壌分析は、900m³以下毎に1検体ずつ実施した。

⑤観測井設置、地下水モニタリング

対象地では既存地下水調査において地下水汚染が確認されていないため、既設井戸において事後調査として地下水モニタリングを1回行った。